

各種経済連携協定に基づくセーフガードの輸入基準数量等

[令和3年度]

1. 環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉の輸入数量

○令和3年度における輸入基準数量：625,400トン

(単位：トン)

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分
4月	上旬	17,310	608,090
	中旬	22,865	602,535
	下旬	33,255	592,145
5月	上旬	41,036	584,364
	中旬	52,394	573,006
	下旬	61,477	563,923
6月	上旬	74,396	551,004
	中旬	79,540	545,860
	下旬	92,657	532,743
7月	上旬	104,108	521,292
	中旬	113,800	511,600
	下旬	121,733	503,667
8月	上旬	132,639	492,761
	中旬	145,477	479,923
	下旬	151,840	473,560
9月	上旬	164,963	460,437
	中旬	170,137	455,263
	下旬	180,357	445,043
10月	上旬	191,415	433,985
	中旬	201,212	424,188
	下旬	212,323	413,077
11月	上旬	221,082	404,318
	中旬	229,886	395,514
	下旬	237,172	388,228
12月	上旬	246,720	378,680
	中旬	256,494	368,906
	下旬	263,448	361,952
1月	上旬		
	中旬		
	下旬		
2月	上旬		
	中旬		
	下旬		
3月	上旬		
	中旬		
	下旬		

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注1：環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉は関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）別表第1の3の項に掲げる物品。

2：累計輸入数量は令和3年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

3：輸入数量にはオーストラリア協定適用生鮮等牛肉の輸入数量及びオーストラリア協定適用冷凍牛肉の輸入数量を含む。

2. 欧州連合協定適用牛肉の輸入数量

○令和3年度における輸入基準数量：45,833トン

(単位：トン)

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分
4月	上旬	199	45,634
	中旬	359	45,474
	下旬	388	45,445
5月	上旬	630	45,203
	中旬	832	45,001
	下旬	1,074	44,759
6月	上旬	1,402	44,431
	中旬	1,626	44,207
	下旬	1,798	44,035
7月	上旬	2,150	43,683
	中旬	2,293	43,540
	下旬	2,728	43,105
8月	上旬	2,917	42,916
	中旬	3,337	42,496
	下旬	3,619	42,214
9月	上旬	3,931	41,902
	中旬	4,121	41,712
	下旬	4,500	41,333
10月	上旬	5,304	40,529
	中旬	5,666	40,167
	下旬	6,215	39,618
11月	上旬	6,669	39,164
	中旬	7,042	38,791
	下旬	7,426	38,407
12月	上旬	8,068	37,765
	中旬	8,605	37,228
	下旬	8,932	36,901
1月	上旬		
	中旬		
	下旬		
2月	上旬		
	中旬		
	下旬		
3月	上旬		
	中旬		
	下旬		

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注1：欧州連合協定適用牛肉は関税暫定措置法施行令別表第1の37の項に掲げる物品。

2：累計輸入数量は令和3年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

※ 令和3年1月1日に包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が発効したことに伴い、累計輸入数量に英国からの輸入数量は含まれない。

3. アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量

○令和3年度における輸入基準数量：※1

※1 現在、日米間で輸入基準数量等について協議中のため、内容が確定次第、数字を掲載する予定。

(単位：トン)

月	旬	累計輸入数量	輸入数量	輸入基準数量との差分
4月	上旬	※1	33 4,284※2	※1
	中旬	※1	7,715 9,878※2	※1
	下旬	※1	7,311	※1
5月	上旬	※1	6,201	※1
	中旬	※1	7,239	※1
	下旬	※1	7,034	※1
6月	上旬	※1	8,309	※1
	中旬	※1	5,747	※1
	下旬	※1	5,907	※1
7月	上旬	※1	6,335	※1
	中旬	※1	6,717	※1
	下旬	※1	8,462	※1
8月	上旬	※1	7,203	※1
	中旬	※1	8,459	※1
	下旬	※1	5,966	※1
9月	上旬	※1	9,106	※1
	中旬	※1	5,204	※1
	下旬	※1	6,061	※1
10月	上旬	※1	7,741	※1
	中旬	※1	7,716	※1
	下旬	※1	5,001	※1
11月	上旬	※1	5,619	※1
	中旬	※1	3,989	※1
	下旬	※1	6,105	※1
12月	上旬	※1	6,485	※1
	中旬	※1	6,878	※1
	下旬	※1	3,648	※1
1月	上旬			
	中旬			
	下旬			
2月	上旬			
	中旬			
	下旬			
3月	上旬			
	中旬			
	下旬			

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注1：アメリカ合衆国協定適用牛肉は関税暫定措置法施行令別表第1の44の項に掲げる物品。

2：累計輸入数量は令和3年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

※2 普通貿易統計の計上方法に準じて計上したアメリカ合衆国を原産地とする牛肉の輸入数量（上段の数字を含む）。

4. 英国協定適用牛肉の輸入数量

○令和3年度における輸入基準数量：45,833トン

(単位：トン)

月	旬	累計輸入数量	輸入基準数量との差分
4月	上旬	214	45,619
	中旬	398	45,435
	下旬	433	45,400
5月	上旬	675	45,158
	中旬	925	44,908
	下旬	1,191	44,642
6月	上旬	1,524	44,309
	中旬	1,748	44,085
	下旬	1,979	43,854
7月	上旬	2,331	43,502
	中旬	2,537	43,296
	下旬	2,972	42,861
8月	上旬	3,211	42,622
	中旬	3,822	42,011
	下旬	4,204	41,629
9月	上旬	4,543	41,290
	中旬	4,733	41,100
	下旬	5,112	40,721
10月	上旬	6,148	39,685
	中旬	6,664	39,169
	下旬	7,299	38,534
11月	上旬	7,788	38,045
	中旬	8,257	37,576
	下旬	8,664	37,169
12月	上旬	9,464	36,369
	中旬	10,025	35,808
	下旬	10,382	35,451
1月	上旬		
	中旬		
	下旬		
2月	上旬		
	中旬		
	下旬		
3月	上旬		
	中旬		
	下旬		

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

注1：英国協定適用牛肉は関税暫定措置法施行令別表第1の51の項に掲げる物品。

2：累計輸入数量は令和3年4月1日から各旬末日までの輸入数量。

3：輸入数量には欧州連合協定適用牛肉の輸入数量を含む。

各種経済連携協定に基づくセーフガードの輸入基準数量等

[令和3年度]

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（日豪EPA）【SSG：特別緊急関税措置】

生鮮等牛肉（生鮮・冷蔵）

（単位：トン）

	輸入基準数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	141,700	3年4月	10,050	10,050	131,650	
		5月	8,217	18,267	123,433	
		6月	8,815	27,082	114,618	
		7月	8,197	35,279	106,421	
		8月	7,719	42,998	98,702	
		9月	10,015	53,013	88,687	
		10月	6,877	59,890	81,810	
		11月	6,094	65,984	75,716	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

冷凍牛肉

（単位：トン）

	輸入基準数量 (A)	輸入数量			差分 (A-B)	
		年月	数量	累計 (B)		
令和3年度	206,700	3年4月	14,699	14,699	192,001	
		5月	11,982	26,681	180,019	
		6月	12,370	39,051	167,649	
		7月	11,260	50,311	156,389	
		8月	12,045	62,356	144,344	
		9月	9,521	71,877	134,823	
		10月	16,406	88,283	118,417	
		11月	11,234	99,517	107,183	
		12月				
		4年1月				
		2月				
		3月				

資料：税関「セーフガード対象品目の輸入数量等の公表」

- 注1：当該年度の累計輸入数量が輸入基準数量を超えた場合、超過した月の翌々月の初日から当該年度末まで、関税率が30%に引き上げられる。なお、
- ① 1月31日までに輸入基準数量を超過した場合は、当該年度において、関税引き上げがなされるまでの間に、輸入基準数量を超えて輸入された数量が、
 - ② 2月1日から3月31日までの間に輸入基準数量を超過した場合は、当該年度において輸入基準数量を超えて輸入された数量が、それぞれ翌年度4月の輸入数量に含められる（キャリーオーバー）。
- 2：各輸入数量には、豪州を原産地とするCPTPP税率適用牛肉の輸入数量も含まれる。